

令和4年度 社会福祉法人 上越市社会福祉協議会 介護員養成研修事業
介護職員初任者研修課程 募集要項

1. 研修事業の名称

上越市社会福祉協議会 介護職員初任者研修課程（通学形式）

2. 研修事業の目的

急速に進行する高齢社会を迎え、上越圏域においても介護分野の人材確保は重要な課題となっている。また、介護のニーズは益々多様化し、サービスの質の向上が求められている。基本理念「共に生き共につくる福祉社会を目指して」にもとづき、地域福祉の推進を図るため、介護を行う上で必要な知識・技術を習得し、介護の業務にやりがいを感じて実践できる介護職員を養成し、介護分野の人材確保に資することを目的とする。

3. 研修事業実施事業所

社会福祉法人上越市社会福祉協議会 介護サービス課

所在地：新潟県上越市木田新田一丁目1番3号

電 話：025-526-1515

4. 研修期間

令和4年4月4日(月)～令和4年5月31日(金)

5. 研修会場

上越総合福祉センター201・202・203研修室

デイサービスセンター謙信高志の里 浴室、特殊浴室、脱衣室

ショートステイ謙信高志の里 浴室、脱衣室

住所：上越市木田新田一丁目1番3号

6. 受講対象者

社会福祉法人上越市社会福祉協議会の以下に該当する職員で、研修を必要とする者

受講区分1 令和4年度 新規採用職員

受講区分2 当法人に勤務する職員

※全日程の出席が必要となります。

7. 受講定員 8名

8. 研修カリキュラム

上越市社会福祉協議会ホームページ

「事業の紹介」⇒「介護職員初任者研修」のページに掲載されている「学則」をご覧ください。（掲載ページアドレス：<http://www.jouetushisyakyo.jp/kensyu/>）

9. 研修日程

上越市社会福祉協議会ホームページ

「事業の紹介」⇒「介護職員初任者研修」のページに掲載されている「研修日程、時間数」をご覧ください。(掲載ページアドレス：<http://www.jouetushisyakyo.jp/kensyu/>)

10. 使用教材

介護職員初任者研修テキスト 中央法規出版株式会社 発行

11. 研修参加費用

- ・受講料：無料
- ・テキスト代：5,500円(税込)

支払方法：現金のみ

納付期限：令和4年4月4日(月)～4月28日(木)

※一度納付された研修参加費用は、理由の如何に関わらず返金いたしません。

※このほか、演習時に使用する衣服類等については、受講者各自で持参していただきます。

12. 受講申し込み

- (1) 申込期間 令和4年3月14日(月)～3月22日(火) **※期日厳守**
- (2) 申込方法 受講申込書に必要事項を記載する。(データ入力すること。) 研修伺いにより、所属長の決裁を受けてください。 決裁後の研修伺いの写し(PDF)、受講申込書、受講区分に応じた必要書類を添付し、下記のメールアドレスに送付してください。(電話、FAXによる申し込みは、受け付けられません。)
- (3) 申込先 介護サービス課 企画・指導係 西山宛て
jsk-nisiyamat@jouetushisyakyo.jp
- (4) 受講決定 本部会議で検討の上、受講者を決定します。 決定後、所属長を通じて受講申込者に通知します。
- (5) 問い合わせ先 介護サービス課：025-526-1515

13. 受講時の本人確認

新潟県介護員養成研修事業実施要綱16の規定により、公的証明書による受講者の本人確認を行います。受講初日に本人確認を行いますので、運転免許証の原本を提示していただきます。

運転免許証を所持していない受講者については、以下のいずれかの公的証明書の原本を提示していただきます。

- (1) 健康保険証
- (2) 住民票
- (3) 戸籍の全部事項証明書(謄本)、戸籍の個人事項証明書(抄本)
- (4) パスポート
- (5) 住民基本台帳カード
- (6) 年金手帳

- (7) 国家資格の免許証又は登録証
- (8) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

14. 科目の免除

下記の対象研修を修了した方が受講する場合、一部の科目を免除することができます。

対象研修	免除科目	免除時間	免除時間合計
生活援助従事者研修	5、介護におけるコミュニケーション技術	6時間	15時間
	6、老化の理解	6時間	
	8、障害の理解	3時間	
入門的研修	3、介護の基本	6時間	21時間
	6、老化の理解	6時間	
	7、認知症の理解	6時間	
	8、障害の理解	3時間	
認知症介護基礎研修	7、認知症の理解	6時間	6時間

※訪問介護員養成研修3級課程の修了者については、科目の免除は行いません。

※各市町村が介護予防・日常生活支援総合事業の担い手に対する研修として実施する研修については、科目の免除は行いません。

15. 研修修了の認定方法

- (1) 修了の認定は、研修カリキュラムを全て履修し、「9こころとからだのしくみと生活支援技術」科目における生活支援技術の習得状況の確認において介護技術の習得が講師によって評価され、かつ、修了評価の結果が事業者の定める水準を超えるものであることが確認された方に対し行います。
- (2) 修了評価は、研修カリキュラムを全て履修後、筆記試験により行います。
 なお、当該筆記試験については、100点を満点評価とし、理解度の高い順にA・B・C・Dの区分で評価し、C以上で修了時に到達すべき水準に達したもの(合格)と認定します。

A: 90点以上	B: 80～89点	C: 70～79点	D: 69点以下
----------	-----------	-----------	----------
- (3) 合格に達しなかった受講者については、再試験の受験前に、必要に応じて不合格者補習を行い、再試験を行います。

16. 研修欠席者の扱い

- (1) やむを得ない理由で欠席する場合や遅刻・早退する場合は、事前に連絡の上、速やかに「欠席届」「遅刻早退届」を提出していただきます。
- (2) 研修の一部を欠席した者でやむを得ない事情があると認められる者については、13時間を上限として補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなします。

17. 補講の取扱い

15.(3)、16.(2)にもとづき必要な補講を行います。

また、こころとからだのしくみと生活支援技術「基本知識の学習」の最後の1時間に行う小テストについて、20点を満点評価とし、13点以下の受講者に対して補講を行います。

補講は原則として当会でいき、その補講にかかる受講料は無料とします。やむを得ない場合、他の事業者において実施することがあります。その場合の補講にかかる受講料は、補講を行う事業者が定める金額に従い、受講者が負担することとします。

18. 受講の取消し

次に該当する受講者は、受講を取り消す場合があります。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みが無いと認められる方
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した方

19. 修了証明書の交付

研修修了を認定された方に対しては、新潟県介護員養成研修事業実施要綱11に規定する修了証明書を交付します。

20. 研修情報開示先

上越市社会福祉協議会 介護職員初任者研修課程（通学形式）に関する、情報は上越市社会福祉協議会ホームページ（トップ）⇒「事業の紹介」⇒「介護職員初任者研修」のページに掲載しています。

研修カリキュラムや研修日程、評価方法等研修の概要をご確認ください。

掲載ページアドレス：<http://www.jouetushisyakyo.jp/kensyu/>

【問い合わせ先】

社会福祉法人 上越市社会福祉協議会 介護サービス課

〒943-0806 上越市木田新田一丁目1番3号

TEL：025-526-1515

FAX：025-526-1230